

新旧対照表（抄）

○ 中央区地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例（平成二十七年三月中央区条例第十五号）

新	旧
<p>（職員に関する基準）</p> <p>第二条 地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置くものとし、その員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第四百四十条の六十六第一号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者</p> <p>の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 保健師その他これに準ずる者 一人</p> <p>二 社会福祉士その他これに準ずる者 一人</p> <p>三 主任介護支援専門員（省令</p>	<p>（職員に関する基準）</p> <p>第二条 地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置くものとし、その員数</p> <p>は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。）の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 保健師その他これに準ずる者 一人</p> <p>二 社会福祉士その他これに準ずる者 一人</p> <p>三 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚</p>

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">旧</p>
<p style="text-align: right;">第四百四十条の六</p> <p>十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。その他これに準ずる者 一人</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね三千人以上六千人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項に規定する基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから二人とする。</p> <p>(運営に関する基準)</p> <p>第三条 地域包括支援センターは、前条第一項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業(法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業をいう。)を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会</p>	<p>生省令第三十六号。以下「省令」という。)第四百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。その他これに準ずる者 一人</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね三千人以上六千人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項に規定する基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから二人とする。</p> <p>(運営に関する基準)</p> <p>第三条 地域包括支援センターは、前条各号 に掲げる職員が協働して包括的支援事業(法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業をいう。)を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(省令第四百四十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支</p>

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p style="text-align: center;">援センター運営協議会をいう。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するよう努めなければならない。</p>